

「セクハラ問題を考える会」の学長に対する意見表明について

「セクハラ問題を考える会」（以下、「考える会」という）は、「HPに掲載された学長声明についての私たちの見解」（以下、「見解」という）及び「学長の公開質問状に対する回答について」（以下、「回答」という）なる文書によって、一連のセクハラ問題に対する学長の対応について批判的見解を表明している。こうした文書が各委員にも届いているようであるが、若干の誤解もあるように思われるので、いくつかの点について私の責任において、本協議会に対して説明させていただきたい。

1 「見解」について

① 勧奨退職扱いにした前工学部長との関連

「見解」では、「加害者を勧奨退職扱いにしてしまった前工学部長に関しては、道義的責任はあるとしながらも、規定上問題がなかったと結論づけている。第1の案件については、勧奨退職の発議がなされた時点で既に解決したとの了解が得られたものであること、2004年4月に調査された第2の案件については、独立法人化後の事案であるため、雇用関係の一方的破棄が認められてしかるべきケースであったことがその理由とされている。」（見解、P1. 下から11行目以下）と述べている。

但し、平成16年11月11日付けの「工学部におけるセクシュアル・ハラスメントについて」（以下、学長声明という）の中で「規定上問題がなかった」との表現は見られない。また、上記の引用中、第2の案件に関する記述は、学長声明のどの部分に該当するかやや不明であるが、勧奨退職扱いを許した理由づけではなく、退職金の返納を求めることの難しいことを説明した文章（学長声明、P. 4～5）の一部と思われる。

なお、勧奨退職については、学長は説明を受けていない。工学部から教員に関する分限休職の申請が平成15年11月4日にあり、同年11月19日の評議会でこれを承認した。また、平成16年3月8日に工学部から辞職願の申請があり、同年3月15日付けでこれを決裁しているが、当該人がセクハラ加害者であることは、学長は全く知らなかった。勧奨退職についても同様であり、これらの事務手続きは通常どおり進められたものである。

② 学長はセクハラの実情をいつ知ったのか

「見解」によれば、「セクシュアル・ハラスメントそのものの存在や勧奨退職の実情を学長がいつどのようにして知ったかについては示されておらず、学長の責任について議論する根拠が欠ける等、必要な事実が十分に示されているとは言えない」（同、P2. 5行以下）としている。

学長が詳細を知ったのは、中国出張から帰国後の8月30日（第3事案）及び9月6日（第1事案）、9月9日（第2事案）である。それまでは、示談の成立によってセクハラは解消したとの弁護士の判断を説明され、法律の専門家の判断として疑念を持ちつつも、そのとおりであろうかと受け取ったものであり、そもそも学長の管理責任を問うことのできない事案であったと言うべきである。学長が取った責

任としては、道義的責任としての減給3月で十分である。なお、9月6日に勧奨退職の説明を学長は受けていない。

- ③ 「第3の案件については言及がない」(同、P2. 8行以下)との指摘について
第3の案件については、「処理済みであるとの認識」(同、P2. 9行)から言及しなかったわけではない。この件について学長が詳しく知ったのは、中国出張から戻った直後の8月30日であるが、この事案の加害者は学長が中国に出張した当日に辞表を出しており、処分を念頭におけば、辞表提出日から30日以内に全ての手続きを終了しなければならなかった。全学の防止委員会で審議する時間的ゆとりもなく、9月6日午後の役員会及び学内共同教育研究施設委員会の議を経て、9月8日の評議会でセクハラを認定し、処分を決定したものである。この第3事案は、前2件と違い、曲がりなりにも学内手続きを踏んで処理したものとして触れなかったものと考えられる。

- ④ 「学長の責任」との指摘(同、P3.)について
「見解」では、新聞報道後に「直ちに工学部長に報告を求めるべきであった。・・・学長は事態の解明に務めるべきであった。しかしながら、学長においても、前述の事態の解明の努力を十分に行っていない」(同、P3. 4 学長の責任)とされているが、学長は新聞報道を受け、8月16日、大急ぎで調査して報告するよう工学部長に指示している。

- ⑤ その他
学長声明について、その他種々指摘されていることについては、参考としたい。

2 「学長の公開質問状に対する回答について」について

- ① 質問1について
第2事案について、9月6日に学長が正規に受けた報告は、9月2日付の報告書のみである。部局長の学長への報告のタイミングについては問題を残したが、今後、本協議会の議論を経て、改善すべき事項と考えられる。
- ② 質問2について
第2事案の示談の成立した日を承知していなかったことについて、「管理者としての責任を果たしていなかったのではないか」との指摘については、第1事案と同様に処理されたものの先入観があり、注意の足りなかったことが反省材料であると思われる。
- ③ 質問3及び4について
弁護士の助言に従ったものであり、意図的な隠蔽があつたと考え得ないことから訓告処分にしたものと考えられる。